

審議会等の会議結果報告

1. 会 議 名	第5回 松阪市高齢者保健福祉計画等策定委員会
2. 開 催 日 時	令和2年10月30日（金） 午後1時30分～午後3時30分
3. 開 催 場 所	松阪市福祉会館 大会議室
4. 出席者氏名	（委員）◎ 志田幸雄、長友薫輝（リモート）、渡邊幸香、多賀幸子、福本詩子、小堀峯男、濱田迪夫、谷香代子、濱口早弓（リモート）、青木浩乃、宮田興子、萩原利一、斎藤浩介（リモート）、前野妙子、山口直美、田中厚子（◎会長） （事務局） 藺部功、田中孝子、宇佐美毅、三宅泉穂、小泉貴史、大野千賀子、西山充代、藤牧郁子、上阪伸子、前川肇子、大西郁子、池田朱美、池田元彦
5. 公開及び非公開	公 開
6. 傍 聴 者 数	1人
7. 担 当	松阪市健康福祉部 介護保険課 担当：大野、池田 TFL 0598-53-4058 FAX 0598-26-4035 e-mail kaigo.div@city.matsusaka.mie.jp

協議事項

1. 開会
2. 第4回 松阪市高齢者保健福祉計画等策定委員会の質問事項について
3. 議事
 - (1) 第9次松阪市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画策定の策定について
 - (2) 成年後見利用促進基本計画について

議事録
別紙

令和2年度 第5回松阪市高齢者保健福祉計画等策定委員会 会議録（案）

日 時	令和2年10月30日（金） 午後1時30分から
場 所	松阪市福社会館大会議室

1. 開会

2. 第4回松阪市高齢者保健福祉計画等策定委員会の質問事項について【資料1】

3. 議事

(1) 松阪市第9次高齢者保健福祉計画及び第8期介護保険事業計画の策定について

●施策・事業の展開【資料2】

(2) 成年後見人利用促進基本計画について

●成年後見利用促進基本計画の概要【当日資料1】

●成年後見利用促進基本計画（案）【当日資料2】

4. 次回の委員会開催日程について

5. 閉会

第 5 回松阪市高齢者保健福祉計画等策定委員会

令和 2 年 10 月 30 日（金）

午後 1 時 30 分～同 3 時 30 分

松阪市福社会館 3 階大会議室

1. 開会

事務局：第 5 回松阪市高齢者保健福祉計画等策定委員会を開催する。

会長（あいさつ）

2. 報告事項

第 4 回松阪市高齢者保健福祉計画等策定委員会の質問事項について【資料 1】

（事務局より資料の説明）

（質問・意見なし）

3. 議事

(1) 松阪市第 9 次高齢者保健福祉計画及び第 8 期介護保険事業計画の策定について

会長：かなり幅広い対応ですので、短い時間で説明していただくと少し雑駁になってしまいますけど、これはやむを得ないことで、既にこの資料事前には委員の皆様にはお届けいただいていると思うんですけど、今のご説明で、特に 8 ページをご覧ください。今ご説明あったのでお解りと思いますけれど、8 ページの「施策体系」、これは前回の第 4 回の時に盛り込みたいポイントということで、ここの中でご議論いただきました。ですけれど、そこの中で今回また新しい提案として、丁度、「認知症」と「医療」の間に、「基本的施策」というところに「権利擁護」という新しい、もう一つ施策を組み込んであります。これにつきましては今ご説明もありましたし、あと(2)の成年後見の話、こちらとももちろん関わりがあるわけですが、大きなテーマですので、ここへ入れていただいたということになると思います。それでは、委員の皆様のご意見いただきたいと思いますので、リモートの委員の皆様も含めて、挙手をお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。いかがでしょうか。それでは、今全体の説明がありましたので、まずいかがでしょうか。何か、ご意見、ご感想、何でも結構です。

委員：発言の機会を与えていただきありがとうございます。二点、改めて大事ななと思ったことなんですけど、一つは、冒頭の 3 ページのところがありましたように、多職種連携のところは改めて今大事になってますし、これまでも重視して取り組んでいたところなんですけど、引き続きこの多職種の連携を進めていく、そして推進していくということが改めて大事なかなというのは、他のページでも

そうなんです、言えることなんじゃないかなというふうに思います。これが一点目。もう一点は、新型コロナとの関連で想定することを、引き続きかなり続いていくということが予想されますので、高齢者の方の中でも特にリスクが高い等級の、既に把握されているところだと思んですけど、やはり、例えば、ご高齢の中もお一人暮らしの方、で、お一人暮らしの方の中でも特に女性ですとか、あるいは障害をお持ちの方ですとか、リスクがやはり当然違ってくるので、なかなかその辺り情報が行き届かない方とか、そういうリスクの程度が高い方という方がおられますので、その辺り重点的に把握して情報を届けるとか、対応が今後必要になってくるのかなと改めて感じたところです。以上です。

会長：ありがとうございます。今、二点、お話がございました。多職種連携、なかなか多職種連携も今までの様式と変わっては来ておりますけれど、これ、すごくこれからも必要である。それから、リスクが高いご高齢の方にどういうふうに対応していけばいいのか。これにつきまして、委員からご発言がございました。ありがとうございます。この点に関しましていかがでしょうか。何か、委員のご発言に対して、ご意見ございますか。今の委員のご発言に対して、何か、同様の考え方があるとか、もう少しこういうふうに、とか、何かありましたら。どうぞ。

委員：はい、ありがとうございます。多職種連携に関しましては、県の、会場をどの程度の人数で使えるかという、その基準がまだ緩和されていないということで、市内でもおよそ半分程度の定員で開催をするということと、あとは、基本的にグループワークをしないという方針で地域包括支援センターの教室等も開催をしている状況です。なので、この多職種連携を目指して去年までやってきた方法と大きく変えて、今後はやっていかなければならないということで、このような、ウェブ会議のような方法も入ってきているのですが、なかなか使いこなしてグループワークをウェブでやって、というところまでにはまだ至っていない状況です。ただ、ウェブの利便性は少しずつ皆さんに広がっているところなので、ウェブの方法も取り入れながら、今後は多職種の連携をどのようにやっていったら良いかということをお早急にご検討する必要があります。医療・介護の連携拠点のほうでも、来年の1月か2月くらいには多職種連携の勉強会をやってみようということで、今計画を立ててもらっていますが、そちらは全てウェブで、という方法を考えてもらっていますので、それを突破口に色々な団体が色々な方法でやっていただければいいかなと思っています。以上です。

会長：ありがとうございます。他の委員の皆様、どうでしょうか。色んな会で集まるということはあると思うんですけども、今の時期、50人とか100人とかの会というのはなかなか出来ないと思うんですけど、時間とか空間とかを取りながら、10人とか20人ぐらいなら集まってみるといいうところもあるようですし、この委員会のようにリモートと両方で人数を加減しているようなところもあると思います。なか

なかりモートだけでは、中にはちょっと付度というのはどうでしょうか、あるいは阿吽の呼吸とか、そういうのがなかなか分かり難いというような意見を言われる方も、中にはやはりいますし、両方を上手く使って、「慣れていく」と言われました、すごくそれが大事なことだと思うんですけど。いかがでしょうか。特に意見ございませんか。はい。他のことでもよろしいです。基本の施策で何かありますでしょうか。

委員 : 31 ページです。今日の資料1 ですかね。31 ページで、項目としては「地域密着型サービスの給付」の「ア) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護」について、次期の計画期間において、1 事業所の指定に係る公募をしていただくとご説明もあり、書いていただいているんですけども、具体的に、この事業に対して、興味を持っていただいている事業所からの問い合わせがあるかどうかとか、見込みですね、すごく、このサービスが出来るとぐっと変わっていくのではないかと思うんですけども、行政としての立場、見込み等を教えていただければと思います。

会長 : はい、いかがでしょうか。なかなか難しいサービスなんですよ。手を挙げてくれるところがないという。はい、お願いします。

事務局 : 定期巡回・随時対応型訪問介護看護ということで、見通しのほうなんですけど、1 法人の方からこの事業に参入したいというご相談がありまして、このサービスにつきましては県の補助金のほうも活用できるということで、公募という形をとるならば補助金のほうも公布できると、今すぐ開設するとなると公募型になりませんもので、その場合は補助金の対象にならないというお話をさせていただき中で、では是非とも計画のほうに盛り込んでいただいて、公募型で応募させていただきたいというふうなお声がけはいただいておりますもので、絵に描いた餅にならないように、進めて参りたいというふうに思っております。以上でございます。

会長 : はい、ありがとうございます。手を挙げていただけたところがありそうだということですので、県の補助ももらってやっていただけたらと思いますけど。他にいかがでしょうか。

委員 : ちょっと広い意味で、多職種連携という部分にまた戻るのでありますが、前回の委員会の時に意見の様な形で挙げさせてもらった部分で、地域包括ケアの多職種連携の部分で、地域における社会資源というような形に該当してくると思うんですけど、例えばその地域にいらっしゃる民生委員さんだったりとか、あとは老人会、あと、地域で行っているサロンとか、そういうのは地域の中でも、ある種、地域の中の資源というか、何か地域の人が困った時にそこを頼りにしていけるというような場所になってくると思うんです。そういう部分が、多職種連携というか、地域包括ケアの中でどのように利用していけるかという部分の、利用の仕方という部分で、松阪市としてどのようにその地域資源を多職種連携の中に生かしていけるかという部分の検討ってしっかりしていけないといけなかなと思っていて、その辺りで具体的に

ということが行われるかというのをちょっと聞いておきたいなと思っているんです。

会長 : 委員、ありがとうございます。前日もそれに近いご発言、ご質問がございました。

委員 : もう少し。それに対して、特に何も挙がってなくて、その辺で何か具体的にどこの部分で、大体、地域包括支援センターがそういうところを管理していくと思っているんですけど、その地域包括支援センターさんのほうで、そういった情報をそういう連携のときに開示していくような形が上手く出来たら、そういった情報を、地域の中の資源の情報というのを介護現場や医療現場のスタッフが共有することで、何かあったときに地域にその患者さんを戻していくときに、そういう情報を利用しやすくなるかなと思うんです。もしそういうことを具体的に、何かやっているのであれば教えていただきたいなというのがあります。

会長 : はい、ありがとうございます。これにつきましては、実際色んなことをやっているとは思いますが、事務局、現状で、あるいは今回の施策でそれを書き込んであるところとかあると思うんですけれど、いかがでしょうか。事務局、お願いします。

事務局 : ありがとうございます。多職種連携、3ページに書いてある「在宅医療と介護の多職種連携」という中では、地域包括ケア推進会議というところで多職種の、医療や介護の専門職だけではなく、地域の代表といわれる自治会長や民生委員や行政関係者が、皆揃って地域の課題を協議し、解決に向かうということで話し合いを持っているんですけれども、数年前から、公衆衛生のことをしておられる先生が講師に何度か、三重県のコーディネーター役ということで来ていただいています、その先生が言われるのには、やはり患者さんを生活に戻すという視点が一番大事だというふうに言われまして、入院して、その後自宅に戻って来られるように、本人の希望通りに、それが施設であったとしても、地域に帰ってくるということを想定して、医療と介護の関係者が情報を繋いでいくことが、それが多職種連携じゃないだろうかということを講演等で教えていただいている経過がございます。それを推進会議の中で委員の方々が共有してきています。それを現場でどういうふうに生かしていくかということがこれからになりまして、実際やっていることがあったら紹介して下さいと、委員が仰っていただいた部分の中で、今手がけていただいているのは、松阪市では5つの地域包括支援センターが、個人の課題を持っておられる高齢者の方の地域ケア会議をしていただいています。そのときには、お医者さんがみえるときもあったり、少ないですけど、リハビリの先生が入られる機会があったり、あと地域の民生委員さんや商店街の方が来ていただくというようなことで、その一人の人がその地域で、医療や介護が必要になっても生活が持続出来るようにというような話し合いの場が持たれています。そのときに、その地域の社会資源、近くの民生委員さんだったり、あと、お世話になれるような地元の方だったり、そんな方達

が色々な役割を発揮できるようにということで、話し合いを持っていることが、一つやっただいていることかなと思いますのと、ここにある、13 ページに「生活支援コーディネーター」という記載があります。各地域包括支援センターに1名ずつ生活支援コーディネーターという方がおられまして、その方々が社会資源を紹介するために「すみよしさん」という名前の情報誌を作って、地域の、今言ったお室になる人や集いの場や支え役の人たちを紹介していくように、今年からですけど、始めておりますので、それが今手がけていることかなと思います。元に戻りますけど、多職種連携はやはりその人が暮らしやすい場所に戻れるように、生活の場に戻れるようにということで、色々な人たちが繋がっていくことを実践していきたいなというふうに考えて、ここに記載させていただいています。以上です。

会長 : はい、ありがとうございます。委員、いかがでしょうか。

委員 : ありがとうございます。地域でそれぞれ色々な方々が取り組まれて、そういう社会資源といった部分もすごく増えてきているのだなということは、先ほどのご説明でもすごく感じました。それで、これからも多分課題になってくると思うんですけど、そういったサービスだったりとか、地域の資源を使っていくという意味で、やはり一個人の、ご高齢者だったり、病気にかかった患者さんだったり、そういう情報をやはり知らないというのが多いと思うんですよね。それを知るために、その知識を持っておいてほしいなと思う方々は、病院のソーシャルワーカーさんだったり、ケースワーカーさんだったり、あと、介護の現場であればケアマネジャーさん、そういった方が地域の社会資源としての情報を持っていただくという機会が増える勉強会とか、そういうものを紹介する場というのがあれば、患者さんだったり高齢者の方と地域を繋いでいるような役割の人たちがそういう知識をしっかりとっておけば、その地域の中に患者さんとかご高齢者の方が戻って行くときに、そういう知識をしっかりとフル活用していただいて、何かこう地域の中で出来るというか、生活の中の目標とかゴールという選択肢がととも増えると思うんですよね。なので、そういうことをしっかりとこれから取り組んでいく必要があるのではないかと感じました。以上です。

会長 : はい、ありがとうございます。前回も、今のお話の中にありました、例えば、在宅医療・介護連携拠点というようなものも、もう既にスタートしておられて、このような中、あるいは認知症のほうにも集中支援チームを持ったりして、少しずつですけれど、現実的にかなり成果を持ちながら動いてきておりますので、この辺も、この計画の中にもある程度こういうことをやっているということは入れていただけたらな、というふうに感じました。他にいかがでしょうか。

委員 : 先ほどの色々ご発言に、私も同じ論評で申し訳ないんですけど、やはり多職種連携というのは、今回のこのコロナの中ですごく感じました。病院に勤めていると、患者さんが訪れて、それをまた他院の先生のほうに繋いで、とか、あと施設のほう

へ繋いでということに関してでも、やはり、情報連携シートというものはとても大事だなと。それを可視化させて、いかにその情報を伝えていくかというのを改めて実感した次第です。本当にこの病院から、在宅へ行くまでに施設、それから訪問看護と繋いでいくに当たって、連携シートってとても必要だなということを経験して痛感しています。今、私、病院で働いていますけど、どうも在宅でほしい情報と病院が示す情報の乖離がすごくあって、そこをいかに患者さんにとってより良いものにしていくための共通の認識のこのシートを工夫できないかなということをととても思っています。これ、出来るんじゃないかなということで、皆で地域に繋ぐための共通認識が出来るシートを是非作っていただきたいというのが一つあります。それが、やがては色々認知症のサポートのチームへ繋いで、多職種がそのように繋いでいけたらより一層良いかなということが一つと、もう一つは、この間の、多職種というか、看護職が中心となった勉強会をさせていただきました。「コロナ禍における感染対策」というテーマで入院対応、外来対応どうなのかなということで勉強会をさせていただいたんですけど、リモートで、ウェブも配信しながら約230名近い方が参加していただいたんですけど、本来は顔の見えるという形でグループワークをするとかというふうな、集まって対面式でしたかったんですけど、それが出来ない、でもリモートでそれだけの人数が集まって、顔を見て発言をすることで、そこでも顔は繋がれるんだなというのはとても感じました。そのウェブでもやはりやり方次第で、グループワークできないことは、とか、が出来るので是非それも使いながら、工夫しながら、色々な人との顔の見える話し合いというのをしてもらったらどうかと思います。今回、やはりコロナで皆さんすごく興味があるんですよね。どういうふうに対応したら良いのかというのが、看護職はそれなりに知識がありますけど、それ以外の、施設で働かれている事務の方とか、というのがやはり、知識が不足しているということで、本当に基本的なことも知りたいということで、すごくニーズがあるということも痛感しましたので、それも職種別でリモートでも良いのでやれば、もっと皆さんの知識が深まるのではないかと、人材育成という形にも繋げていきたいので、やっていけたらなというふうに私は思っています。以上です。

会長 : はい、ありがとうございます。特に連携シートについては、また、運営幹事会のほうでもお力を貸していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。ありがとうございます。他の委員の皆様いかがでしょうか。

委員 : 私のほうから二点ありまして、一つ目は15ページの「移送サービス等」というところなんですけれども、先ほど、担当部局からのご説明では、「公共移送サービス事業」については担当部局ともう少し話を詰めるということで話はいただいたかと思えますけれども、前回の第8次のおきの高齢者福祉計画のおきにも同じような内容が記載されておりまして、検討します、ということが書かれていましたので、それ

をもう少し踏み込んで、今回は進めていただけたらというのが希望の部分です。

「ア）福祉有償運送事業」につきましては、かなり、うちの法人も有償運送もさせていただいているんですけども、赤字の経営が続いておる状況で、ここ数年間ではこの事業自体が、法人さんが増えているのか減っているのか、私が知っている限りでは減っているようなイメージがあるんですけども、実状はどうかかなというところで、高齢者の生活を支える有償運送についてはどのような状態なのかということをお教えいただきたい部分が一点と、もう一点が、今日のテーマにもあります、21 ページの成年後見制度の事業のところになりますけれども、その見やすい図のところの上には「低所得の方には、資力がないために申立ができないということがないよう申立に要する経費や成年後見人報酬の助成を行います」ということで、ここにも書かれてはいるんですけども、申立ができない方に関して、市長申立があるかと思えます。現場の職員に聞くと、市長申立のほうは年に2回しかないということで、出来ればもう少し開催を多くしていただきたい、申立をしても結果が得られるまでにかなり期間を待っていただかなければならない、で、権利擁護ですので、やはりその方の生命であるとか財産を守っていくためには、やはりそういった結果を早く得て、その方をサポートしたいという思いがあるんですけども、年に2回しかないことによって待たなければならぬという時間がすごくじれったい感じがするというのも聞かせていただいておりますので、そのことについても、今後、市長申立についても出来れば回数を増やしていただくであるとか、そのような対応がしていただけたらと思っておりますけれども、また市のほうのお考えも聞かせていただけたらと思えます。

会長 : ありがとうございます。重要なポイント、二点とも、指摘していただきましてありがとうございます。特に、今、15 ページの公共移送サービスの件、それから、あとのほうの権利擁護のほうのこと、これ両方とも大事です。そして今日、ちょっとこの公共移送サービスのほうは前と同じと言ったら失礼ですけど、ほとんど一緒なので、やはりここはもう少し内容を濃くしていかなければいけないということで、私も考えておりますので、事務局の、まずお考えをお願いいたします。両方について。

事務局 : 福祉有償運送の事業のほうの事業者が減っている印象を持ってみえるんですが、事実この令和元年度～2年度にかけては2法人ほどこの事業から撤退されています。1つは市内の事業者で、運転手が十分確保できなかったということで市内業者の1法人が事業から廃止されてみえるといった状況で、もう1つは、営業拠点が津なのですが、松阪市内の会員さんの利用がなくなったというようなことで、松阪市を運送区域とする事業のほうからは撤退されるというような形になっております。逆に常時一般社団法人の法人さんもお参入いただいておりますが、そちらの法人さんのほうは、今現在のところお客さんを乗せて運行をしたというふうな実績がない

ということで、もう一年半程経過しておりますので、指定期間の2年間の間にお客さんの獲得がなければ、やはり同じように福祉有償運送事業から撤退されるのかな、というふうな印象を持っております。事業者数についてはそんなところですか。業者により赤字で、赤字というか、利益が得られないような状況にもかかわらず、一生懸命福祉という名前を冠しておりますもので、お客さん、会員の皆様の移動手段としてご活躍いただいているわけですが、特にやはり問題になってくるというのが、よくご相談いただくのが、中山間地域の方々に、やはり福祉事業ですので、通常のタクシーに比べると1/2程度の輸送代ということで安くはなっておるんですけど、やはり距離が延びると、病院通うためにはお金が、医療代も要するというので、もう少し何とかしてほしいというふうなご相談はいただいております。年2回程委員さんに集まっていただいて、福祉有償運送の運営についてご協議いただくわけですが、その中において、やはりその中山間地域で、色んな意味でお金がかかるというご相談に対する対応策として、何かの知恵を出したいということで、目的地が一緒であるならば一緒にご乗車いただくというような形で、高額になるものを2〜3人で割れないかとか、そういった新しい移動手段、新しい料金体系の確立とか、そういうふうなものに、皆さんのお知恵を借りながら、何とか良い方法を考えたいと考えておるところでございます。福祉有償については以上でございます。

会長 : 公共移送のところですね。

事務局 : 10月の15日なんですけれども、飯高町の宮川住民協議会のほうで、「超高齢社会を考える市長と語る会」というのがございまして、やはりそちらでも高齢者の女性の方からこの移送サービスの質問が出ました。そこで、免許を返納したときに誰が病院に連れて行ったらいいのかという話だったんですけれども、そこで市長の回答なんですけれども、飯高というのは通学で毎日タクシーが来ているそうなんです。バスよりも安いので、タクシーが走っています。年間予算で3000万くらいかかっているんですけども、そのバスよりもドアツードアで、タクシーが運行するようなやり方を飯高管内だけでも出来ないかというのを今模索しているところ、そうすることで、タクシーの利用率が上がるはずで、朝は通学の子もたちをタクシーが運んでいるんですけども、それを、空いている時間を利用して、本来のタクシー事業が出来ないか、ということ来年ぐらいには本格的に形にしていきたいというふうなお話が市長のほうからありました。なので、そういったところの辺りをどこまで計画のほうに盛り込んでいけるのかというのを商工のほうの交通課部門と調整しながら、もう少し形が出来たらなと思っております。

会長 : これ長年のテーマの1つです。私も関わってから、ずっとこれ、来ていますけれど。別に縦割りとは言いませんけれど、やはりこれは、松阪市としてどうしてくれるか、ということなので、是非、今回はこの公共移送サービスのところ、市長も飯高でそういうふうに言われて、新聞にも載ったくらいですから、是非、部長、よろしく、

その辺はご配慮したのも必要だと思いますし、この中へ書き込むほうももう少し内容を変えて、次ありますからね、そこで出していただいたらと思っておりますけれど。この移送サービスについては色々皆さんご意見というか、ご不便を感じていらっしゃると思うので、いかがですか。この移送サービス、何か良い方法がどうか、こういうふうにもうちよっところ補助をしてほしいとか、そういうことでも結構です。

委員 : 公共移送サービスの件なんですけれども、私は今自分で小さい事業をやっておりますけど、一回どういうふうになっているのかなというので調べたんです。私の住んでいるところに公共のバスが来るのかどうか、見たのですが、ありました。ところが、ちょっと地図がないと分かり難いと思うんですけど、同じ1つの小さな、例えば中川なら中川というところに、バスがそこを通過して次の遠いところへ行って帰っても中川を通る。ところが、私が住んでいる、それはどこでもそうなのかどうかは分かりませんが、行きも帰りも同じところで止まるんですね。そうでなくて、行きが通ったらそれに乗って、次はどこへ行って、今度は違う、広いところですから、違うところで運転が出来るようになったら、私はあれ歩かなくても良いのだけれどというふうに思いました。どういうところでこの公共移送の時間とか、そういうことをしてみえるのかなというのがすごく不思議で分からなかったんです。でも、仕方がないかと思ったのは、このバスを利用する人がないんですよね。それで、私がそれを調べて、方々へ行ってちゃんと見て、行ったんですけど、そうしたら1人乗ってみえた。私より遠いところへ。で、乗ってみえて、色んなところへ回って行っても2人だったんです、中川駅へ行ったときは。もう少し地域の人にこういうのがあるということ、出来たらもっと乗る人も出来るし、怖いんですよね、もう高齢になってくると。というふうに、私自身が思ったことが一つありました。

会長 : ありがとうございます。他の委員の皆様、何か公共移送のことでありますでしょうか。何でも結構ですけど。特にないでしょうか。

委員 : 山間部の不便なところにおりますので、この問題は家族とも、また地域の人たちとも話題になることもあるんですね。やはり高齢者の交通事故なんかが出てきて、免許の返納ということも現実迫っている方もありますし、本当にこの国道筋を走る公共のバス以外に、もう一つ中へ入った県道筋とか、乗りやすく利用しやすく何か出来ないものかということ、今、やはり地域としてもそういうことを取り組んで行こうとする方向があると思うんですけども、退職したがお元気な方というのも結構あるから、そういう方が地域で、どこそこへ何時に行くからということで、もし、そういう私用車を使ったとするとときに、市のほうから、そういう会員というか、そういうものに登録をしてある方がそういう許可を得た場合の、出来たらもう少し身近に、何千万という金額をしなくても、もう少し軽く、気楽に出来るような輸送方式ではないのかなということ、現実、そんな話をしていたことがあるんですけど、

やはり、事故などの補償問題であったりとか、そういうことを希望される方の偏りがあったりとか、ということがあるんですけど、それをまんべんなく広報出来るような方法も必要だと思うし、事故がないとは限らないので、そういう補償であったり、色々な問題があると思いますが、でも、多くの方が迫ってきている問題だなということは日々感じています。何か市のほうでそういうことが考えていただけるかなということも話として出ていました。

会長：はい、ありがとうございます。実際にはでもね、遠隔地では本当に乗り合わせで、もう既に現実にしてらっしゃる方がいますよね。だから、どうなんでしょうかね。現実的に、今老人クラブでも色々な問題があると思うんですけど、特に車のことというのは、免許証のこともありますが、それは置いておいても、集まるときとか色んなときにご苦労されることも多いと思うんですけど、いかがでしょうか。

委員：一番困るのはやはり高齢者としては足ですね。足が一番問題になると思うのですが、どこかへ会合とかそういうものに行くのに、乗り合わせをするわけなんですよ。老人同士で。そうすると、やはり、もし何かあったときにその補償とか責任は誰がとるのかというような話題がたくさん出てきます。私のところは嬉野地区なんですけど、松阪とか津で会合があったときに、会員さんを1台の車に3人、4人乗せて、そこまで送り迎えをするわけですけども、途中で、そういうようなときの補償や責任をどうするのかという問題が時々起こっておりますので、その点についてもやはり市としてはもう少し足を、老人としてだんだん免許証の返還という時期も来ておりますので、その代わりに、どこかへ行くというときに、家の出来るだけ近くまで市のバス、コミュニティバスですか、それが来ていただけるような方策が何とか取ればということで、先日も、新聞にもちょっと載ったのですが、津市の一志町が中川駅周辺まで津のコミュニティバスを延長させて、それと高齢者が買い物とか医者とかっていうところへ行くときに、中川駅の周辺にはご承知のようにお医者さんが2つあるわけです。ほとんどのお医者さんはそこで足りるし、ある程度商店もございますので、一志町のほうから、それはそういう提案があつて、松阪のほうでも受け入れたという形で載っておりましたが、結局そのような形で、これからはもっとコミュニティバスが行かないところの高齢者の足を何とか助けていただくような形を考えていただければ、ありがたいなというふうに考えております。それから、ちょっと話変わりますが、この頃、コロナウイルスの感染流行の中で、高齢者の中で比較的健康な人が、「身体の調子が悪いんや」というようなことを聞くわけです。一週間くらい経てば全快されるわけですが、そういうふうな形で、肉体的に、精神的にもあるかも分かりませんが、そういう方が、たまたま私が聞き及んでおりますので、そういう方達の処置をもっと気軽に、そういう人たちのことを聞いて、それはどういうことかということをお答えられるような形の施策が出来ればありがたいなというふうな気もいたします。それから、ここで書かれているのは大体行政とコン

タクトを取られた施設なんかでございますけども、民間で経営をしてみえるこういう施設とか、そういうものが沢山ございますが、その方たちの、やはり緊急の場合の処置の取り方が、私もあまりはっきり分からないのですが、聞き及びますと、その緊急のときの救急車を呼ぶのに家族とか、その世帯の責任者の方の許可を得なければ救急車が呼べないという施設があるようでございまして、そういうことにつきましても、行政としても機会があるときに、救急車を呼ぶということはもうよっぽどのことでございますので、簡単に救急車が呼べるような形の方策が何とか出来ないかということも考えておりますので、今後そういうことも含めて規制のほうも考えていただきたいと思います。以上です。

会長 : ありがとうございます。重要なことを三点程、今、お話ししていただきました。どれも大切なことだと思いますけれど、それについて、一つ一つまた考えていただくというか、どれも回答があると思うので、また答えていただけたらなと思います。また後ほどということで、よろしいでしょうか。すみません。後でまとめて、次のときまでお願いします。私のほうから簡単にしゃべりますと、先ほどの高齢者の救急搬送の施設の件につきましては、今、仰るようにすごく問題になっておりまして、地域包括ケアの中でも今話し合っております。やはりそれぞれの施設によって、大分、形態によってやり方が違ったり、問題点も多いものですから、出来たらなにかマニュアルのようなものを作って、どこでも同じように出来るということも考えております。仰るように、急性期の病院、あるいは、慢性期の病院、民間病院によっても大分違いますし、施設によっても、その施設の内容によって違いますので、これを今、マニュアル作りというのをこれからやっていこうというふうに今思っております。それからもう一点の、やはりこういう次期、普段はお元気な方が「ちょっと身体の調子が悪いわ」と言われたときに、気軽に相談、すぐにコロナの検査、とかというのではなく、やはり仰るように色々精神的な、例えば少し閉じこもっていることが多いとか、どこへも行けないとか、ストレスってすごくかかると言うんです。特に、ご高齢の方のほうが多くかかると言うので、そういうときに気楽にそれに対する話が出来ると、そういう体制というのは、おそらく、私勝手に思っているんですけど、地域包括とかそういうところでも既に考えていらっしゃるのかなと思うんですけど、その辺がすごく大事だというふうに思っております。すみません、途中になりました。そして福本委員の二つ目のほうですね、権利擁護のほうの、これについてもお答えいただけますか。はい、お願いします。

事務局 : 委員からご意見いただきました、成年後見の市長申立の回数が少ない、またスピード感がないということでご意見いただきました。ありがとうございます。まず、どういった場合に成年後見の市長申立をするのかということのお話からさせていただきたいのですが、まず成年後見の申立を出来るのは本人、または配偶者、または4親等内の親族の方が家庭裁判所に申立ができるというふうになっております。

ご本人に認知症で判断能力がない、または親族で協力していただける方がいないという場合には、代わりに市長が申立できるというふうになっております。現在、確かに年に2回程しか開催が出来てなくて、スピード感がなくて、何年も前からそういったご意見を頂戴しておりまして、本当に申し訳なく思っているところではあるんですけども、まず、市長申立をしてほしいというご相談をいただいてから親族調査を行いまして、代わりに申立をしていただける親族の方がいるかないかというところを判断し、その方にもし親族の方がいる場合には、申立をしていただけませんか、という確認書をお送りして、それで、どなたも協力いただけないということでありましたら、市長申立をして良いかどうかという審査会を開催しまして、審査会のほうで市長申立をして良いということであれば申立をするという、そういった手続がありまして、大変時間がかかっておるところでございます。ここはなるべくスピード感を出して取り組んでいきたいとは思っておるところなんですけれども、同時に、令和2年7月に、成年後見センターを社会福祉協議会に委託してオープンしております。これはやはりご本人さんが、自分で申立ができるうちに成年後見の申立をしていただければ、市長申立に至る前に申立をしていただければなという目的もございます。ですので、どういった方が、支援が必要かというところを関係機関と協力しながら掘り起こしていき、また、その本人申立ができるうちにサポートをしていくというところも、この成年後見センターを通じて行っていきたいところであるというふう考えております。以上です。

会長 : はい、ありがとう。委員、そういうことですね。また今後(2)のところでも出てくるかもしれません。よろしくお願いします。他の委員の皆様、ご意見よろしいでしょうか。はい、どうぞお願いします。

委員 : このコロナ禍において、すごく今私たち地域が色んなことを繋ぐという、丁度大切なことに気付かされたときかなと思います。色んな方が訪ねて来てくれて、例えば「宅老を始めたけれどどうしたら良いだろう?」、「じゃあこれはこうしたらいいよ」とか、例えば、「老人会へ行きたいがどうしたらいいか」とか、先ほど言ってみえた、ちょっと心がしんどい場合は、「じゃあ、ここのお部屋で一緒にお話しようか」とか、あと、「役所に行きたいけどどの課に行ったらいいのだろうか」とか、私たちの、今地域が出来ることが、そういう「繋ぐ」ということで、少しでもお役に立てているのかなと思うんです。ただ、先ほど委員さんが仰ってみえた、専門職さんだけじゃなくて、私たち地域ももっともっと勉強させていただいて、その繋ぎがもっと大きく繋げられるように、もっと的確にお話出来るように、例えば、批判でも何でもないので、資料をポンと送ってくるだけではなくて、送ってきてくれるのであれば、その資料について簡単に結構ですので説明をいただくとか、例えば民生委員さんに対しての二月に一回、一月に一回、そういうふうな勉強会があるのであれば、自治会さんに向けても、そういうふうなちょっと、私たちの今出来ることは

こういうことなんだから気付きましたので、そういう勉強会とかを地域ももっともっと巻き込んでほしいなということをお聞きして、先ほど仰ってみえましたが、心は、話すだけですごく癒される方がみえたり、でも私たちは聞くことしかできないけど、例えば「包括さんに行けばこういう方がみえるよ」とか、「社協さんにもこんなサロンがあるよ」とか、分かっている範囲しか話が出来ないというもどかしさもあります。ですので、もっともって私たちにそういう機会を与えてほしいなと思います。以上です。

会長 : ありがとうございます。本当におっしゃる通り、今こそ絆が必要なときで、地域包括ケアの分断とか寸断という言葉が出てきましたけれど、今こそ本当に地域包括ケアが必要なときだというふうに感じております。他にいかがでしょうか。よろしいですか。リモートの皆さんもよろしいですか。それでは、(1)のほうはこの辺で一応終わらせていただきまして、次の「(2)成年後見利用促進基本計画について」ということで、事務局、資料説明をお願いいたします。

(2)成年後見人利用促進基本計画について

●成年後見利用促進基本計画の概要【当日資料1】

●成年後見利用促進基本計画（案）【当日資料2】

(事務局説明)

会長 : はい、ありがとうございます。今の提案説明の通りでございますので、いかがでしょうか。

委員 : 今、当日資料も含めてだったので、ちょっと手元にはない部分もあったんですけど、先ほど、成年後見制度の話も、冒頭仰っていた権利擁護の部分が追加されたとか、そういった方向で、徐々にもう準備を進めてきていただいておりますので、少しずつまたそうやってこの場で議論して、また皆さんで共有していくことでよりそういう権利保障、権利擁護が出来れば、そういう保障が進んでいけば良いんじゃないかなと改めて思っています。以上です。

会長 : ありがとうございます。当日資料は行ってないよね、ごめんなさい。福本委員、これすごく、ご意見あると思うんですけど、いかがですか。ここの中へ書き込むというか、入れるということは問題ないかと思うんですけど、何か、ご意見いかがでしょうか。

委員 : 前回の計画と比べて、成年後見制度というところを別枠で出していただいたということは、一つ大きな進歩なのかなと思っております。確かに、高齢者の方が増えてこられ、実際に、障害者の方の親御さんたちが高齢を迎えて、なかなかその自分たちが困っていることを、SOSが出来ない、出せないという状況がこれから大きく出て来ているのかなと感じております。何らかのサービスを実際に利用されている方々は、やはり就労支援B型であるとか、色んな障害のサービスを使っておられる方々は、何らかの変化を、職員さんであったりとか、周りの関わっている方達が気

付いてサポートをしていただいたり、「ここへ行ったほうがいいよ」とか「相談したほうがいいよ」というお声がけをしていただく機会があるかと思うんですけれども、そういったサービスを利用されていない方々、実際に、在宅で埋もれているとか、引きこもりであったりとか、というような方々が、本当にこれ、今社会問題化もされているのかなと思います。親御さんの具合が悪くても、どこへ連絡していいのか分からない、長期もう放置された遺体と障害のある方々が家の中で生活していることが発見されるということが、こういうことなのかなと思っておりますので、是非埋もれている方達にも、この制度をもう少し周知、活動という部分では、先ほどから挙がっているように、多職種連携の中で、色んなところで周知、PRをしていただきながら、埋もれている方達にも声かけ、発見が少しでも出来るような形を進めていただけたらなと思っております。

会長 : はい、ありがとうございます。地域包括のほうでもこれはすごく取り組んでおられます。

委員 : 地域包括支援センターのほうでは、センターが開設された当初から地域に向けて、この成年後見制度についての啓発講座をずっと継続して、複数回、社会福祉士が行っています。その中で、初めてこの制度について知ったというお声ももちろんありますし、この制度自体の周知・啓発にもお役に立てている実感があります。例えば、地域包括支援センターには、総合相談機能というものがありまして、様々なケースのご相談が日々入ってくるわけですが、この中で、この成年後見制度に繋いだほうが良いという、繋ぐべき方であるとの判断を包括支援センターの社会福祉士がしながら、制度について説明を行い、今までは家庭裁判所等に繋いでいましたが、これからは社会福祉協議会の中の保健センターのほうにお繋ぎしながら、しっかりと連携を取って、必要な方がこのサービスを使えるようにということをやっていきたいと思います。社会福祉協議会さんがされている法人後見の制度も大変優れていると思っていて、今まで、なかなか適切な後見人が見つからない方についても、社協さんに随分助けていただいて、制度に繋がっている方もいらっしゃると思いますので、益々この制度が皆さんのほうに周知が出来ていけば良いなという思いで、これからも啓発講座に努めていきたいと思っております。ありがとうございます。

会長 : はい、ありがとうございます。他の委員の皆様、よろしいでしょうか。

委員 : 後見制度なんですけども、手続きが随分厳しいというか、なかなか利用したくても、法律上、色々問題があつて、なかなか周知できないのではないかと感じております。

会長 : ありがとうございます。手続き上、私も診断書的なものを書くことが多いんですけど、前よりはだいぶ簡素化されてはいると思うんですけど、確かに少し複雑かなという気はしますけれど、先ほどのご説明にもあったように、やはり間違いがあったりするといけないので、ある程度手続きに時間というか、待ち時間というのではないんですけども、出来るだけ迅速にするべきだと思うんですけども、少しかか

るように思います。ありがとうございます。他によろしいでしょうか。はい、それでは、これは成年後見制度利用促進基本計画を高齢者福祉計画、あるいは介護保険事業計画の中へ入れ込むということで、今ご説明があった通りで、委員の皆様よろしいでしょうか。はい、ではそのようにお願いいたします。ありがとうございます。一応これで、議題につきましては終了いたしました。続きまして、次回委員会開催についてですか。事務局のほうからお願いします。

4. 次回の委員会開催日程について

(事務局説明)

会長 : タイトなスケジュールで申し訳ございません。月に1回やっていかないともう間に合わないみたいになっておりますし、この次は11月の19日か24日かどちらかで、委員の皆様のご出席の多いほうの日で決めさせていただくということのようです。その次は、もう、こっちで決めるよ、みたいになってましたけれど、議会がありますし、年末は市民の皆様にはパブリックコメントをしなければなりません。年が改まりますと1月に第8回の委員会で、そうしますと答申書の作成も近づいて参りますので、今のような計画になると思います。申し訳ございませんが、よろしくご協力お願いしたいと思います。その他何かございますでしょうか。よろしいですか。事務局何かございますか。よろしいですか。はい、お願いします。

事務局 : 先にお配りをいたしました三重県の「高齢者施設等における感染拡大防止のための留意点に関するリーフレット」ということで、こちらのほう10月5日に三重県の医療保健部長寿介護課のほうで作成されたものでございますが、そちらの作成に当たっては会長をしていただいております志田先生他、ここの策定委員の委員の方でもご賛同いただいていたくさんご意見をいただき、ご協議をいただいて、こういったものが出来たというふうにお伺いしております。新型コロナウイルス感染症を疑う場合の対応だとか、感染防止に向けた施設等での取り組みだとか、また感染が発生した場合の対応等の留意点を書いてある、すごくきれいに、色々とそういったことが書いてあるリーフレットでございますので、皆様のほうにもお配りをさせていただきました。以上でございます。

6. 閉会

会長 : それでは、何もございませんようでしたら、第5回の松阪市高齢者保健福祉計画等策定委員会を閉会させていただきます。委員の皆様、ありがとうございました。